

# 感染拡大抑制のための追加対策等について

## 追加対策

- ▽ 現在の感染状況等を踏まえ、「リバウンド防止徹底期間（～8/31）」における追加対策として、**仙台市内（全域）の接待を伴う・酒類を提供する飲食店等**に対し**時短要請**を実施（7/21～8/16営業分）

追加対策の内容（法24条9項に基づく要請）	
要請対象	<p><b>仙台市内（全域）の接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2</b></p> <p>※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗</p> <p>※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む。</p> <p><b>例外</b> 「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の<b>認証店</b>は原則として<b>要請の対象外</b>とする。</p>
要請内容	<p>① <b>午前5時から午後9時までの営業時間短縮</b></p> <p>② <b>酒類の提供については午前11時から午後8時まで</b></p> <p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持ち込みを含むものとする。</p>
要請期間	令和3年 <b>7月21日</b> から令和3年 <b>8月16日</b> まで

## 注意喚起

- ▽ 従来に比べ、**学生等（20歳代）の感染割合が増加していることから、大学等**に対し、**学生の感染リスクの高い行動や学校内等での感染防止対策等**に関する**注意喚起を徹底**

# 県民に対する要請【県内全域】

対象	リバウンド防止徹底期間（8/31まで）
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 外出・移動の際には「三密」「5つの場面※」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること</li><li>○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること</li><li>○ 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること</li><li>○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること</li><li>○ 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること</li><li>○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること</li><li>○ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること</li></ul> <p>※ 感染リスクが高いとされる、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり</p>